

講習のご案内

2025年前期日程表

2025年1月～2025年7月

安全は企業の宝、資格は一生の財産。 ライセンスで「差」をつけよう!!

広島労働局長登録教習機関
キャタピラー教習所株式会社
広島教習センター

お問い合わせ・お申し込みは

TEL 0829-34-3011

FAX 0829-34-3014

mail : cot-hiroshima@jpnecat.com

https : //cot.jpnecat.com



技能講習

広島労働局長登録番号 第147号

■床上操作式クレーン運転
(吊り上げ荷重5トン以上)

未経験者 → 20時間

①移動式クレーン、デリック、揚貨装置運転士免許保有者
②小型移動式クレーン運転又は玉掛け技能講習修了者 → 16時間

広島労働局長登録番号 第148号

■小型移動式クレーン運転
(1～5トン未満)

未経験者 → 20時間

①移動式クレーン、デリック、揚貨装置運転士免許保有者
②床上操作式クレーン運転又は玉掛け技能講習修了者 → 16時間

広島労働局長登録番号 第149号

■ガス溶接

経験、資格は問いません → 13時間

広島労働局長登録番号 第150号

■フォークリフト運転
(最大荷重1トン以上)

自動車運転免許がある方

- 大型特殊自動車(カタピラ)運転免許保有者(限定除く) → 11時間
- 普通又は大型・中型自動車運転免許保有者
特別教育修了後3か月以上の経験者 → 11時間
- 1t未満フォークリフト特別終了証明、業務経験証明書、及び特自検記録表、リース契約書の写し等が必要です。
- 普通又は大型・中型自動車運転免許保有者 → 31時間

自動車運転免許がない方

- 未経験者 → 35時間
- 特別教育修了後6ヶ月以上の経験者 → 15時間

広島労働局長登録番号 第151号

■車両系建設機械運転
(整地・運搬・積込み用及び掘削用)
(機体質量3トン以上の油圧ショベル、ブルドーザー、ホイールローダー等の運転の業務)

不整地運搬車技能講習修了者 → 14時間

自動車運転免許がある方

- 大型特殊自動車運転免許保有者 → 14時間
- 普通又は大型・中型自動車運転免許保有者
特別教育修了後3か月以上の経験者 → 14時間

自動車運転免許がない方

- 未経験者 → 38時間
- 特別教育修了後6ヶ月以上の経験者 → 18時間

広島労働局長登録番号 第152号

■車両系建設機械運転(解体用)
(機体質量3トン以上のブレーカ・鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機の運転の業務)

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者 → 5時間

広島労働局長登録番号 第154号

■高所作業車運転
(作業床高さ10m以上)

①移動式クレーン運転士免許保有者
②小型移動式クレーン運転技能講習修了者 → 12時間

自動車運転免許がある方

- 大型特殊、大型、中型、普通自動車運転免許のいずれかの保有者 → 14時間
- ①建設機械施工技術検定合格者
②次のいずれかの運転技能講習修了者
(1)フォークリフト②ショベルローダー
(3)車両系建設機械(整地等)
(4)車両系建設機械(基礎工用)
(5)車両系建設機械(解体用)
(6)不整地運搬車 → 14時間

自動車運転免許がない方

- 未経験者 → 17時間

広島労働局長登録番号 第155号

■玉掛け
(1t以上の玉掛け業務)

未経験者 → 19時間

①移動式クレーン、デリック、揚貨装置運転士免許保有者
②床上操作式クレーン又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 → 15時間

広島労働局長登録番号 第153号

■不整地運搬車運転
(最大積載量1トン以上の不整地運搬車の運転の業務)

①車両系建設機械(整地等)又は(解体用)技能講習修了者
②建設機械施工士 → 11時間

自動車運転免許がある方

- 大型特殊自動車運転免許保有者 → 11時間
- 普通又は大型・中型自動車運転免許保有者
①小型車両系建設機械(整地等及び解体用)特別教育修了後3ヶ月以上の経験者
②1t未満の不整地運搬車特別教育修了後3ヶ月以上の経験者 → 11時間

安全衛生教育

- 職長・安全衛生責任者
- 振動工具
- 刈払機取扱作業者
- 木造建築物解体作業指揮者
- 玉掛け業務
- 携帯丸のご等取扱作業者
- はい作業従事者
- 熱中症予防安全衛生教育(管理者特別教育)
- 車両系(整地等)運転業務従事者安全衛生教育(再教育)
- ロープ運転業務従事者安全衛生教育(再教育)
- フォークリフト(1t以上)運転業務従事者安全衛生教育(再教育)
- 足場の組立て等作業主任者能力向上教育

特別教育

- 小型車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)
- 締固め用機械(ロープ)
- 高所作業車(10m未満)
- 酸素欠乏危険場所作業(2種)
- 石綿建築物解体等
- 小型フォークリフト(最大荷重1t未満)
- アーク溶接
- 移動式クレーン(吊り上げ荷重1t未満)
- 不整地運搬車(積載1t未満)
- 小型車両系解体
- 伐木作業(チェーンソー)
- 低圧電気
- ロープ高所作業
- 足場の組み立て等
- 巻き上げ機(ウインチ)
- 自由研削(いし)
- クレーン(5t未満)
- 粉じん作業
- フルハーネス型墜落制止用器具
- テールゲートリフター業務特別教育

石綿含有建材調査者講習

広島労働局長登録番号 第207号

■建築物石綿含有建材調査者(一般) → 11時間

広島労働局長登録番号 第207号

■建築物石綿含有建材調査者(一般) 再テスト

作業主任者技能講習

広島労働局長登録番号 第156号

■地山掘削及び土止め保工 → 17時間

広島労働局長登録番号 第159号

■建築物等の鉄骨の組立て等 → 11時間

広島労働局長登録番号 第189号

■はい作業 → 12時間

広島労働局長登録番号 第161号

■木造建築物の組立て等 → 13時間

広島労働局長登録番号 第157号

■型枠支保工の組立て → 13時間

広島労働局長登録番号 第160号

■コンクリート造の工作物の解体等 → 13時間

広島労働局長登録番号 第158号

■足場の組み立て等 → 13時間

技能講習受講資格と講習料

技能講習

講習名	時間	日数	講習料	備考(資格)
助 車両系建設機械(整地、運搬、積込及び掘削用)運転 広島労働局長登録番号 第151号	14H	2日	¥49,000	大型特殊保有者又は普通・中型・大型保有者で特別教育修了後、小型車両系建設機械の運転3か月以上経験者。
	18H	2.5日	¥52,000	特別教育修了後、小型車両系建設機械の運転6か月以上経験者。
	38H	5.5日	¥118,000	建設機械の運転経験がない方。
助 車両系建設機械(解体用)運転 広島労働局長登録番号 第152号	5H	1日	¥26,000	車両系建設機械運転技能講習修了者。
助 不整地運搬車運転 広島労働局長登録番号 第153号	11H	2日	¥46,500	大型特殊保有者又は普通・中型・大型保有者で小型車両系又は不整地運搬車特別教育修了後、運転3か月以上経験者、又は車両系建設機械(整地等)又は(解体用)の運転技能講習を修了された方。
助 玉掛け 広島労働局長登録番号 第155号	15H	2.5日	¥25,000	クレーン免許、移動式クレーン運転士免許取得者、小型移動式クレーン、床上クレーン技能講習修了者。
	19H	3日	¥29,500	未経験者。
助 高所作業車運転 広島労働局長登録番号 第154号	12H	2日	¥44,500	移動式クレーン運転免許又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者。
	14H	2日	¥46,500	大型特殊自動車免許又は普通免許保有者、又はフォークリフト、ショベルローダ等、車両系建設機械、不整地運搬車運転技能講習修了者。
	17H	2.5日	¥47,500	未経験者。
助 小型移動式クレーン運転 広島労働局長登録番号 第148号	16H	2.5日	¥44,000	玉掛け技能講習又は床上クレーン技能講習修了者。
	20H	3日	¥50,000	未経験者。
フォークリフト運転 広島労働局長登録番号 第150号	11H	2日	¥26,500	大型特殊自動車免許又は普通、中型、大型免許保有者で特別教育修了後1t未満のフォークリフト運転3か月以上経験者。
	15H	2.5日	¥31,000	運転免許のない方で特別教育修了後1t未満のフォークリフト運転6か月以上経験者。
	31H	4日	¥37,500	普通、中型、大型免許保有者でフォークリフトの経験がない方。
	35H	4.5日	¥41,000	フォークリフト経験なし。
助 床上操作式クレーン 広島労働局長登録番号 第147号	16H	2.5日	¥50,500	移動式クレーン等揚貨装置運転免許保有者、又は玉掛け又は小型移動式クレーン技能講習修了者。
	20H	3日	¥56,500	未経験者。
助 ガス溶接 広島労働局長登録番号 第149号	13H	2日	¥21,500	経験資格問わず。

作業主任者技能講習

講習名	時間	日数	講習料	備考(資格)
助 地山掘削・土止め支保工 広島労働局長登録番号 第156号	17H	3日	¥37,000	満21才以上、地山掘削、土止め支保工切ばり又は腹おこし作業、経験3年以上の方。
はい作業 広島労働局長登録番号 第189号	12H	2日	¥24,000	満21才以上、はい付け、はい崩し作業、経験3年以上の方。
助 型枠支保工の組立て 広島労働局長登録番号 第157号	13H	2日	¥24,000	満21才以上、型枠支保工の組立て作業、経験3年以上の方。
助 足場の組み立て等 広島労働局長登録番号 第158号	13H	2日	¥24,000	満21才以上、平成29年7月1日以前の組立て作業、経験3年以上の方。
助 建築物等の鉄骨の組立て等 広島労働局長登録番号 第159号	11H	2日	¥24,000	満21才以上、建築物等の組立て作業、経験3年以上の方。
助 木造建築物の組立て等 広島労働局長登録番号 第161号	13H	2日	¥24,000	満21才以上、木造建築物の組立て等作業、経験3年以上の方。
助 コンクリート造の工作物解体等 広島労働局長登録番号 第160号	13H	2日	¥24,000	満21才以上、コンクリート造工作物の解体等作業、経験3年以上の方。

※ **助** は、助成金制度があります。※登録番号有効期限 令和11年3月30日 ※上記講習料にはテキスト代を含みます。金額は全て税込みです。

石綿含有建材調査者講習

講習名	時間	日数	講習料	備考(資格)
建築物石綿含有建材調査者講習(一般) 広島労働局長登録番号 第207号	11H	2日	¥44,000	石綿作業主任者技能講習修了者、又は建築に関して11年以上の実務経験を有する方。他詳しくは受講申込書をご覧ください。
建築物石綿含有建材調査者講習(一般) 広島労働局長登録番号 第207号 再テスト	-	0.5日	¥5,500	上記講習受講者再テスト

※登録番号有効期限 令和9年8月17日 ※上記講習料にはテキスト代を含みます。金額は全て税込みです。

特別教育・安全衛生教育と講習料

★特別教育・安全衛生教育等（労働安全衛生法第59条、60条ほか）

講習名	講習時間	講習料
助 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）	13h (2日)	19,000円
助 締固め用機械（ローラ）	10h (1.5日)	18,500円
助 高所作業車（10m未満）	9h (1.5日)	18,500円
助 酸素欠乏危険場所作業（2種）	5.5h (1日)	13,000円
助 石綿建築物解体等	4.5h (0.5日)	13,500円
助 小型フォークリフト（1t未満）	12h (2日)	19,500円
助 アーク溶接	21h (3日)	27,000円
助 移動式クレーン（1t未満）	13h (2日)	19,500円
助 不整地運搬車（1t未満）	12h (2日)	19,500円
助 小型車両系建設機械（解体用）	3h (0.5日)	16,500円
助 伐木作業（チェーンソー）	18h (3日)	32,500円
助 低圧電気取扱い業務	14h (2日)	19,000円
助 ロープ高所作業	7h (1日)	17,500円
助 足場の組み立て等業務	6h (1日)	14,500円
助 巻上げ機（ウインチ）	10h (1.5日)	19,000円

講習名	講習時間	講習料
助 自由研削といし	6h (1日)	13,500円
助 クレーン（5t未満）	13h (2日)	20,000円
助 粉じん作業	4.5h (0.5日)	13,500円
助 フルハーネス型墜落制止用器具	6h (1日)	15,500円
助 テールゲートリフター業務特別教育	6h (1日)	16,000円
助 職長・安全衛生責任者教育	14h (2日)	24,500円
助 振動工具	4h (0.5日)	13,500円
助 刈払機取扱作業者	6h (1日)	13,000円
助 木造建築物解体作業指揮者	6h (1日)	14,000円
助 玉掛け業務	5h (1日)	13,500円
助 携帯丸のこ等取扱作業者	4h (0.5日)	13,000円
助 はい作業従事者	5h (1日)	18,000円
助 熱中症予防（管理者特別教育）	3.5h (0.5日)	13,500円
助 車両系（整地等）運転業務従事者安全衛生教育（再教育）	6h (1日)	13,500円
助 ロープ運転業務従事者安全衛生教育（再教育）	6h (1日)	13,500円
助 フォークリフト（1t以上）運転業務従事者安全衛生教育（再教育）	6h (1日)	13,500円
助 足場の組立て等作業主任者能力向上教育	7h (1日)	16,000円

※ 助 は、助成金制度があります。 ※ 上記講習料にはテキスト代を含みます。金額は全て税込みです。

外国語コース受講料【受講人数集まり次第開催】

ベトナム語・英語・インドネシア語・タイ語・他（他の言語での講習等はお問合せください）

講習科目	日数	時間	受講料	通訳料	合計
車両系建設機械（整地等）	6日	44.5h	151,100円	18,000円	169,100円
〃	3日	22.5h	67,500円	9,400円	76,900円
車両系建設機械（解体用）	1日	6.5h	33,000円	2,500円	35,500円
不整地運搬車	2日	13.5h	83,700円	5,400円	89,100円
玉掛け	3日	24h	38,500円	9,000円	47,500円
高所作業車	3日	21h	61,000円	8,800円	69,800円
小型移動式クレーン	3日	19.5h	55,700円	7,700円	63,400円
フォークリフト	6日	40.5h	53,500円	18,000円	71,500円
ガス溶接	3日	16h	26,500円	6,800円	33,300円
床上操作式クレーン	3日	19.5h	68,100円	7,200円	75,300円

講習科目	日数	時間	受講料	通訳料	合計
小型車両系建設機械（整地等）	2日	15h	26,500円	5,700円	32,200円
締固め用機械（ローラ）	2日	11.5h	26,500円	4,400円	30,900円
高所作業車（10m未満）	2日	10.5h	26,500円	4,000円	30,500円
アーク溶接	3日	24.5h	38,500円	9,000円	47,500円
低圧電気取扱い業務	2日	16h	27,000円	6,000円	33,000円
ロープ高所作業	1日	8h	21,500円	3,000円	24,500円
足場の組立て等業務	1日	7h	18,500円	2,600円	21,100円
巻上げ機（ウインチ）	2日	11.5h	27,000円	4,300円	31,300円
床上クレーン（5t未満）	2日	12.5h	26,000円	5,700円	31,700円
フルハーネス型墜落制止用器具	1日	7h	20,000円	2,600円	22,600円

～ 申込方法 ～ 受講申込書はHPよりダウンロードしてください。

- ①定期開催はしていませんので、受講日は電話にてお問い合わせください。
- ②申込書に必要な事項を記入し、在留カードと証明写真（4×3cm）を添付しFAXを送信してください。（免除要件がある場合は修了証等も送付）
- ③受講開始1週間前までに申込書原本を広島教習センター宛てに送付、受講料は受講開始3日前までに指定口座にお振込みください。

受講に際しての注意事項

受講に際して

1. 満18歳以上（作業主任者は21歳以上）の方が対象です。
2. 各コースの経験及び資格欄記載事項に該当する有資格者（3ヶ月又は6ヶ月、3年以上など経験を有する条件）とは、18歳に経験期間を加算したものととなります。 ※各コースとも、定員になり次第締切りますので、お早めにご予約ください。
3. 風水害等の自然災害または受講者が規定の人数に満たない時は中止又は、次の日程に延期をお願いする場合があります。
4. 申込書の記載不備及び受講資格証明書等が不備の場合は受講できません。事後に記載内容等に問題が生じた場合、資格が取り消し等になる場合があります。
5. 遅刻及び日程途中からの欠席は失格となります。 また、無断欠席や期間内修了ができない場合は、未修了扱いとなり講習料金の返金はありませんのでご了承ください。
6. 受講を変更及びキャンセルされる方は、必ず1週間前までにご連絡ください。

その他

- 技能講習申込書（事前に必要事項を記入願います。）
- ・写真1枚貼付（縦4cm×横3cm、上半身、正面、無帽、無背景、6ヶ月以内に撮影したもの）。
 - ※カラーコピー及びスナップ写真は不可。 ※裏面に氏名を記載し糊付け。
 - ・受講するコースに必要な免許証、技能講習修了証のコピー（裏表、両面が必要）。
 - ・事業主証明欄の中で訂正する場合は代表者印の押印でお願い致します。

講習開始時間

8時30分より（開始時間に遅れた場合は受講できません。15分前を目途に余裕を持ってお越しください。）
注）学科試験・実技試験の時間は、講習時間に含まれません。

受講日（初日）の持ち物

1. 本人確認のできる公的な証明書（原本）の提示。（①～④のいずれか1つ）
 - ①住民票（有効期限3ヶ月、マイナンバーの記載がないもの。記載事項により生じる、いかなる損失・損害などの責任は一切負うことができません。）
 - ②自動車運転免許証
 - ③外国籍の方 在留カード又は、特別永住者証明書（有効期限内）
 - ④パスポート（有効期限内）その他公的書類
2. 実務経験、講習科目の一部免除申請の事業主証明書
 - ※実務経験が必要な講習については、申込書に経験期間の記入及び事業主の証明（社印・代表者印）が必要です。
 - 一部免除申請のコースを受講される方は
 - ・一部免除申請書
 - ・特別教育修了証（原本）及び特別教育実施記録簿の写し
3. 筆記用具一式（鉛筆・消しゴム・ボールペン等）
4. 当広島教習センターで取得した修了証（技能講習・特別講習毎にカードの統合可）
5. 服装はランニング（袖なし含む）・半ズボン・サンダル・スリッパ等は絶対厳禁。
 - ①実技はできるだけ作業服、安全靴（スニーカー可）を着用してください。
 - ②ヘルメット（安全帽）は普段ご自分が使っている物をご持参ください。（お持ちでない方は事前にご相談ください。）
 - ③玉掛け受講者は ■学科 ■実技 ■実技：革手袋、安全靴をご持参ください。（電卓・革手袋については希望者にはお貸しします。）
 - ④実技は雨天でも行います。雨具（カッパ等）をご持参ください。
6. 昼食はご用意できませんのでご了承ください。（各自でご用意ください。）
7. 駐車場の台数には限りがあります。（できるだけお乗り合わせでご越しください。）

人材開発支援援助助成金制度のご案内

建設労働者の雇用の改善、技術向上を目指す、中小建設事業主や中小建設事業主団体を支援する制度です。(経費助成・賃金助成)

助成金を受けることのできる事業主	◎下記の3つの条件を全て満たす事業主は、助成金を申請することができます。 ①建設労働者を雇用して建設事業を行っていること。 ②雇用保険を収めていること。 ③中小企業であること。又は女性従業員が受講すること。 ◎一人で事業をされる場合や、従業員が家族のみの場合は、申請することができません。
-------------------------	--

助成金の申請方法	①受講される助成金コースの申し込み手続きをしてください。(申込書の助成金欄に○印を記入ください) ②受講後に申請に必要な書類一式をお渡し、又は郵送致します。 ③受講が終了した日の翌日から2ヶ月以内に管轄のハローワーク、又は労働局へ支給請求してください。 ④一部の特別教育においても助成金の請求が出来ます。詳細は弊教習センターにお問い合わせください。 ⑤フォークリフト、はい作業主任者技能講習等は対象となりません。
-----------------	--

詳細は最寄りの労働局職業安定部(広島労働局:082-502-7832)又はハローワークにお問い合わせください。

建設業とは次の29種類をいいます

- | | | | | | |
|--------|---------|----------|----------|-----------|------------------|
| ・土木建設業 | ・電気工事業 | ・造園工事業 | ・石工事業 | ・浚渫工事業 | ・電気通信工事業 |
| ・屋根工事業 | ・防水工事業 | ・水道施設工事業 | ・舗装工事業 | ・内装仕上げ工事業 | ・機械器具装置工事業 |
| ・塗装工事業 | ・ガラス工事業 | ・左官工事業 | ・建具工事業 | ・消防設備工事業 | ・タイル、れんが、ブロック工事業 |
| ・板金工事業 | ・大工工事業 | ・鉄筋工事業 | ・葺・土木工事業 | ・清掃設備工事業 | ・解体工事業 |
| ・建設工事業 | ・管工事業 | ・さく井工事業 | ・鋼構造物工事業 | ・熱絶縁工事業 | |

講習場所案内図

広島労働局長登録教習機関 キャタピラー教習所株式会社 広島教習センター

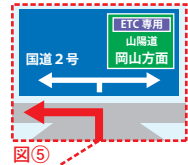
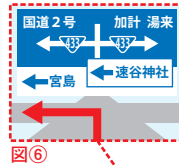
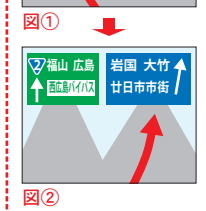
〒738-0021 広島県廿日市市木材港北 8-64

TEL 0829-34-3011

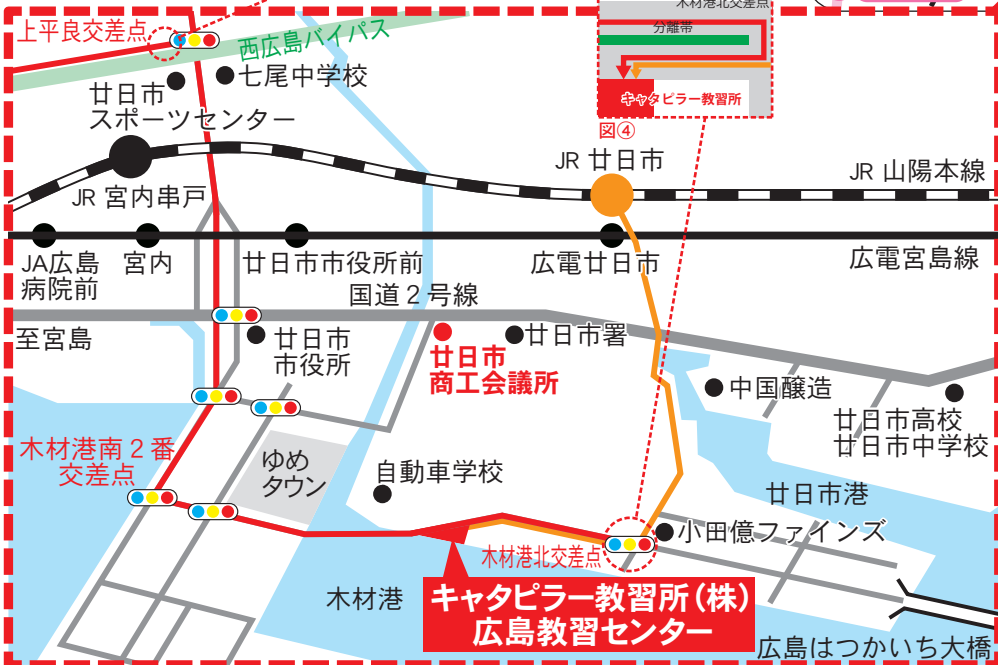
FAX 0829-34-3014

e-mail: cot-hiroshima@jpnecat.com

URL https://cot.jpnecat.com



講習場所案内図



広島教習センターへの交通機関

- JRをご利用の場合**
山陽本線「廿日市」駅下車徒歩(→)20分。
- マイカーご利用の場合**
 - 九州方面からは
 - 廿日市ICを下りて最初の分岐を左へ。(図①)
 - すぐ次の分岐を右、加計、吉和、廿日市方面へ直進。(図②)
 - 上平良交差点を右折、県道247号木材港方面へ。(図③)
 - 木材港南2番交差点を商工センター方面へ左折、木材港北交差点をUターンして500m(図④)
 - 大阪方面からは
 - 宮島スマートICを下りて左折、国道2号方面へ。(図⑤)
 - 1つ目の信号を国道2号・宮島方面へ左折。(図⑥)
 - 国道2号を渡り、そのまま直進、商工センター・木材港方面へ。
 - 木材港南2番交差点を商工センター方面へ左折、